

歯っぴい



1月

新年あけましておめでとうございます。

当院は移転開業して今年で12年目です。干支でいうと一巡してまた最初に戻る年回りです。歯科医院名の「アルファ」は、ギリシャ語で最初の言葉が「α」で始まり、一から再スタートしたいという気持ちでつけました。初心に戻り、気持ちを新たに再出発しようと思っています。今年もよろしくお願いいたします。

さて、今年「酉年」ですね。今年どんな年になるか調べてみました。「酉」は、「とり」と読みますが、実際には「にわとり」のことです。「酉」という漢字は酒つぼを描いたもので、「酒」に関する字に使われてきました。収穫した作物から酒を抽出するという意味や、収穫できる状態であることから「実る」ということも表すそうです。そのことから、果実が成熟した状態を表しているとされています。にわとりは人に時を知らせる動物。「とり→とりこむ」で、商売に繋がるとされています。成熟し実りある年になるそうです。今年何か激的な変化のある年かもしれませんね。 佐藤 和良



イベント告知！

受付担当の正月イベントとして、ドクター、スタッフ全員の『ひとことご挨拶』をボードに貼りだします！

新年の抱負や今年の目標、患者さんへのメッセージを書いてもらいました。

今年も新たな気持ちでスタート したいと思えます！！

知って得する豆知識

セルフメディケーション税制ってなに??

医療費控除の特例で、きちんと健康診断などを受けている人が、特定成分を含む市販薬を購入した際に所得控除を受けられるようにしたものです。国の財政

を圧迫している高額な国民医療費を削減するためにも、軽度の症状は市販薬によって治療することを推し進めることにもつながります。対象となるのは、具体的には、「健康

の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行う個人」として、以下の定期健康診断などを受けている人が、2017年1月1日以降に、市販薬のうち医療用から転用された特定成分を含む医薬品を年間1万2000円を超えて購入した際に、1万2000円を超えた部分の金額（上限金額8万8000円）について所得控除を受けることができるとされています。ただし、この制度は「医療費控除の特例」とあり、医療費控除の一部であるため、「従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を同時に利用することができない」点に注意しましょう。従来通り、1年間に自己負担した医療費で10万円を超えた部分の金額の控除をうけるか、この「セルフメディケーション税制」で控除を受けるかは、対象者がご自身で選択するようになっています。対象となる人は、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替えを進める観点から、所得税や住民税を納めていて、以下のいずれかを受けている人（勤務先での定期健康診断なども含まれる）。

- ①特定健康診査（いわゆるメタボ健診）
- ②予防接種
- ③定期健康診断（事業主健診）
- ④健康診査
- ⑤がん検診



対象となる医薬品の多くに識別マークが入っています。

クロスワードにチャレンジ！！
完成したらお近くのスタッフまで♪



わあどぼずる ワードパズル



ヒントをみて ①から⑥の **タテのらん**に
あてはまる ことばを 入れてね
ぜんぶ こたえと あかいワウの こたえが わかるよ



①
おすの あたまに
つのがある
こどもに にんぎの
ごんちゆう だよ



⑤
あんこを むした
しかくい わがし



⑥
ろうで できた
えをかく どうぐ



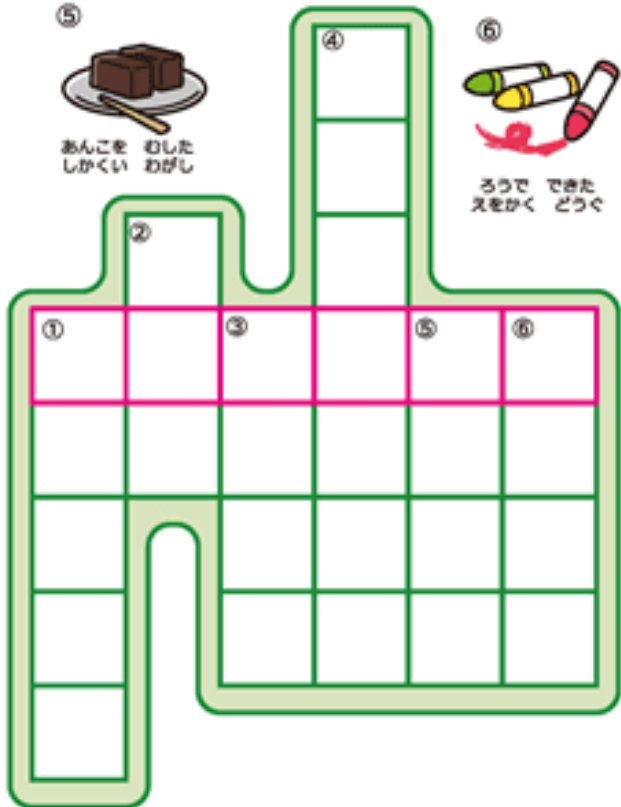
②
みは おかくて
くろい たねがあるよ
なつの おやつに
たべるよ



③
しろい つりがねの
かたちの
はなが さくよ



④
でかけるときに
もっていく
ちいさい でんわ



こたえ

クリスマスイベント報告

28年12月17日(土)開催！！



たくさんの方々にご参加いただき、
無事終わることができました！
ありがとうございました！！
みんな楽しんでいただけました
でしょうか？

今年もいろんな楽しいイベントを
行っていくしますので、どうぞ
お付き合いくださいませ♪



医院からのお知らせ

1月の矯正歯科外来は1月14日(土)午後2時からです。

9日(月)は祝日のため休診日となりますが、12日(木)は
診療日となりますので、ご予約の際に今一度ご確認ください。

旧年中は何かとお世話になりありがとうございました。

本年も何卒宜しく願い申し上げます。

皆様にとりまして幸多き一年でありますようお祈り申し上げます。

